

査察委員条例

(一九九一年六月二十九日)
条例公示第十一号

改正

- ①一九九九・六・二五条例公示五
- ②二〇〇〇・六・二七条例公示七
- ③二〇〇五・六・二八条例公示四
- ④二〇〇五・六・二八条例公示一

(査察委員の任務)

第一条 査察委員は、本派の風紀秩序を保持し、真宗大谷派宗憲(以下「宗憲」という。)その他の諸規則の完全な実施を確保するために、査察の任に従事する。

(定数及び管轄区域)

第二条 組に査察委員一人を置く。ただし、特に必要があると認める組においてはこれを増すことができる。

2 査察委員の職務を行う区域は、その組内に限らないで所属教区全般に及ぶことができる。

(選挙資格及び被選挙資格)

第三条 住職・教会主管者及びその代務者は、査察委員の選挙資格を有する。

2 住職・教会主管者は、査察委員の被選挙資格を有する。

3 同組において数箇の寺院、教会の住職、教会主管者又はその代務者である者は、本務の場所において前二項による選挙資格及び被選挙資格を有する。

(選挙資格及び被選挙資格を有しない者)

第四条 宗務役員及び条例で宗務役員とみなされ又は宗務役員に準ずると定められた役職にある者、中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員、宗議会議員、教区会議員、組長及び副組長は、査察委員の被選挙資格を有しない。

2 次の各号に掲げる者は、査察委員の選挙資格及び被選挙資格を有しない。

- 一 懲戒処分を受けその施行中の者又は施行猶予中の者
- 二 懲戒処分を受けその施行を終わった後四年を経過しない者又はその施行猶予の期間が終わった後二年を経過しない者
- 三 成年被後見人又は被保佐人である者
- 四 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者
- 五 禁こ以上の刑に処せられその執行を終わらない者又はその執行猶予中の者

六 禁こ以上の刑に処せられその執行を終った後又はその執行猶予の期間が終った後四年を経過しない者

(選挙に関する準用規定)

第五条 查察委員の選挙については、組制第三十六条、第三十七条、第四十条及び第四十二条の規定を準用する。この場合においては、組制第四十条及び第四十二条に「組長又は副组长」とあるを「查察委員」と読み替えるものとする。

(当選人の報告及び申告)

第六条 查察委員の当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに教務所長に報告しなければならない。

2 教務所長は、前項の報告により当選人を、宗務総長及び審問院監察室（以下「監察室」という。）に申告しなければならない。

(当選証書の交付)

第七条 当選人には、宗務総長が当選証書を交付する。

(任期)

第八条 查察委員の任期は、三年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠によって当選した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(指揮機関)

第九条 查察委員は、監察室の指揮に従う。

(篤信、篤学及び善行者の報告)

第十条 查察委員は、僧侶、寺族及び門徒のうち、篤信又は篤学若しくは善行が認められる者については、これを教務所長を経て、宗務総長に報告しなければならない。

(非違行為の未然防止)

第十一条 查察委員は、組長及び教務所長と協議して、宗門の秩序維持及び風紀の取締にあたるとともに、非違行為の未然防止に努めなければならない。

2 查察委員は、過誤のあった者に対し懇諭し、その経緯を教務所長を経て、監察室に報告するものとする。

3 查察委員は、施行猶予中の者について監察室から調査を命じられた場合は、教務所長を経て、監察室に文書をもってその結果を報告しなければならない。

(非違行為の申告)

第十二条 查察委員は、僧侶に非違行為があると認められるとき又は次の各号に該当すると認められるときは、すみやかに教務所長を経て、監察室に申告するものとする。

一 宗憲その他諸規則に違反するとき。

二 住職、教会主管者及びその代務者として、監督を怠り、所属僧侶及び寺族並びに責任役員及び総代がその責務に反し風紀秩序を乱しているにもかかわらず、適切な処置を行わないとき。

(秘密漏洩の禁止)

第十三条 査察委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしはならない。

(被提訴事項)

第十四条 査察委員が、次の各号の一に該当するときは、監察室は、審問院審問室に提訴することができる。

- 一 監察室の指揮に従わないとき。
- 二 故なく第十二条に定める申告を遅延し又は虚偽の申告をしたとき。
- 三 故なく第十二条に定める申告をしなかったとき。

(達令等への委任)

第十五条 この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、一九九一年七月一日から施行する。
- 2 一九九一年六月三十日現在、在職した査察委員は、この条

(第七編) 査察委員条例

例による査察委員とみなし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。

3 この条例施行前に行われた行為で、この条例の規定に該当するものについては、この条例の規定を適用するものとする。

附 則 (一九九九年六月二五日条例公示第五号)

1 この条例は、一九九九年七月一日から施行する。

2 一九九九年六月三十日現在、在職した査察委員は、この条例による査察委員とみなし、その任期は、従前の就任日から起算するものとする。

3 この条例施行前に行われた行為で、この条例の規定に該当するものについては、この条例の規定を適用するものとする。

附 則 (二〇〇〇年六月二七日条例公示第七号)

この条例は、公示の日から施行する。ただし、第四条第一項の改正については、二〇〇一年七月一日から適用する。

附 則 (二〇〇五年六月二八日条例公示第四号)

この条例は、二〇〇五年七月一日から施行する。

附 則 (二〇〇五年六月二八日条例公示第一号) 抄

この条例は、二〇〇五年七月一日から施行する。